

公益財団法人高槻市都市交流協会会話教室感染防止対策(当面の間)

公益財団法人高槻市都市交流協会

当協会では、国・府・市の要請及び最新の業種別ガイドラインに基づき、以下のとおり感染防止対策を定めています。ご協力をよろしくお願い致します。

1 施設内への入室制限

利用者は、次の場合には入室できません。

【ご本人について】

- ①風邪症状（のどの痛み、せき、倦怠感、その他症状）があるとき
- ②入室時の検温で 37.5℃以上の体温が確認されたとき
- ③味覚嗅覚に異常を感じる時
- ④新型コロナウイルス感染症陽性者になったとき
- ⑤新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者になったとき
- ⑥PCR 検査もしくは抗原検査を受けることになったとき
- ⑦新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者になる可能性があるとき
（濃厚接触者の特定中、連絡待ちの状態など）

【ご家族について】

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症陽性者になったとき
- ②同居の家族が PCR 検査もしくは抗原検査を受けることになったとき

2 当協会の感染防止対策

(1) 体温チェック

協会出入りに非接触型体温計を設置しています。

(2) 手指消毒

協会出入りに消毒用アルコールディスペンサーを設置しています。

(3) 身体距離

教室内は、適切な身体的距離を確保するよう席を配置しております。

教室への入室及び退室時は一方通行としています。

廊下にも適切な距離を確保するための目印を明示しています。

(4) 換気

教室は常時、換気を実施しています。空気循環のため、サーキュレーターを設置しています。換気状況の確認のため CO2 センサーを設置しています。加湿器を用いて相対湿度を適切に保つよう努めています。

(5) 飛沫防止対策

職員はマスクを着用して対応します。教室内には、全席に飛沫防止パネルを設置しています。

(6) 消毒の徹底

開室前、閉室後、及び授業の合間の時間には職員による机、座席等の消毒を実施します。

3 受講者の皆様へのお願い

●マスクの着用について

原則、皆様方、個人で判断をお願いします。

ただし、感染リスクのある場合は、マスクの着用をお願いします。ペアワークなどの際、あるいは、咳やくしゃみなどが出る時は、飛沫感染のリスクが高まります。そのような場合には、飛沫感染防止のためマスクの着用をお願いします。また、感染状況等の動向によっては、マスクの着用をお願いする場合がございますので、ご了承ください。また、来室の際には、必ずマスクをご持参ください。上記のとおり、マスクの着用が必要な場合もあります。マスクはご自身で用意していただきますようお願いいたします。

なお、使用済みマスク等ごみはお持ち帰りください。

●協会出入り口の非接触型体温計をご利用ください。検温時に 37.5℃以上ある方は、腋下体温計で再度検温していただきます。

●講師・職員が受講者様の体調が思わしくないと判断した場合、検温を実施し 37.5℃以上ある場合、その他講師・職員の感染防止の指示に従っていただけない場合などは、ご退席・ご帰宅をお願いすることがあります。

●協会出入り口のアルコールディスペンサーで手指消毒をお願いします。また、アルコールに過敏な方は、トイレで石鹸を用いて手洗いをしていただきますようお願いいたします。また、教室にもアルコール消毒液を設置していますので、適宜消毒をお願いします。

●教室には、適切な身体的距離を確保するよう席を配置しておりますので、席の位置を動かさないようお願いいたします。

●教室の入室及び退室時は一方通行としますのでご協力をお願いします。また、廊下には身体的距離を確保するための目印を明示していますので、お互いの距離を確保してください。

●教室では換気を十分に行います。体温調整のしやすい服装でお越しいただきますようお願いいたします。また、水分補給目的以外の飲食はお控えください。

●教室内の消毒作業時は、教室への入室を控えてください。

●協会内の混雑を避けるため、授業開始時は可能な限り直前にお越しいただき、授業後は速やかにご退出ください。なお、協会内に待機いただけるスペース（椅子等）はございません。（廊下等のスペースについて、過密な状況が確認された場合は、施設外でお待ちいただく場合もあります。）

●筆記用具の貸し出しはしておりませんので、お忘れ物のないようお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンライン授業への移行及び休講について

（1）緊急事態宣言の発出等に伴う場合

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の発出、大阪府・高槻市等からの要請、その他感染症拡大状況に伴う協会の判断により、対面授業の実施が困難となった場合は、原則としてオンラインで授業を行います。その場合、受講料の返金はありません。なお、対面による教室の再開は、緊急事態宣言等の解除後、適正な教室運営の体制が確保された場合とします。

（2）職員・講師・受講者が陽性者もしくは濃厚接触者等になった場合

①職員が陽性者もしくは濃厚接触者になった場合

協会内の感染拡大状況によって、一時的に業務を縮小する場合や、臨時休業となる場合があります。その場合には、オンライン授業への移行もしくは休講とします。

②講師が陽性者もしくは濃厚接触者になった場合等

講師が陽性者になった場合は休講とします。併せて、協会内の感染拡大状況によって、一時的に業務を縮小する場合や、臨時休業となる場合があります。

また、講師が濃厚接触者になった場合に、オンライン授業への移行もしくは休講になる場合があります。

③受講者に感染が確認された場合

受講者間の感染拡大状況により、オンライン授業への移行もしくは休講となる場合があります。

●上記 4（2）①～③により休講となった授業については、補講を原則とし、補講ができない場合は未受講の授業数に応じて受講料を返金します。

5 その他

感染状況や官公庁からのガイドライン等によって、本感染防止対策の運用が変更となる場合があります。